第5章

介護保険サービス事業費の見込み

- 1 介護保険サービス給付費総額の推計
- ※介護保険サービス給付費総額の推計を記載予定

2 第1号被保険者の保険料の推計

(1)介護保険の財源構成

第8期介護保険事業期間では、第2号被保険者の財源率が27%に、第1号被保険者の負担割合は23%となります。

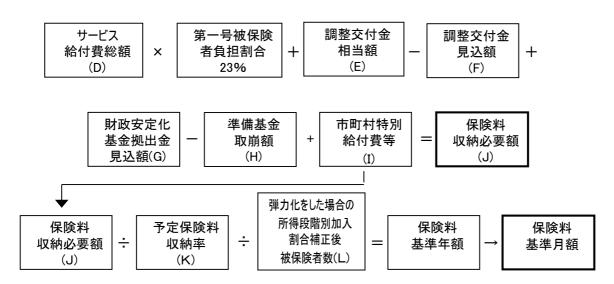
介護保険の財源構成	(単位:%)
-----------	--------

	第7期				第8期			
	介護絲	合付費	地域支	援事業	介護約	合付費	地域支	援事業
	居宅サービス	施設 サービス	介護予防・ 日常生活支 援総合事業	包括支援事業任意事業	居宅サービス	施設 サービス	介護予防・ 日常生活支 援総合事業	包括支援事業任意事業
国	20.0	15.0	20.0	20.5	20.0	15.0	20.0	20 E
国調整交付金	5	5.0	5.0	38.5	5.0		5.0	38.5
県	12.5	17.5	12.5	19.25	12.5	17.5	12.5	19.25
市	12	2.5	12.5	19.25	12	2.5	12.5	19.25
第1号被保険者	23	3.O	23.0	23.0	23	3.0	23.0	23.0
第2号被保険者	27	7.0	27.0		27	7.0	27.0	
合計	100	0,0	100.0	100.0	100	0.0	100.0	100.0

(2) 保険料基準月額の推計

第1号被保険者の保険料基準月額は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担 割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や 弾力化した場合の所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料月額基準額を算出し ます。

第1号被保険者の保険料基準月額算出フロー



①保険料収納必要額

保険料収納必要額(3か年の平均)= 千円

②第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料(基準月額) = 円(推計値)

第6章 資料編

1 施策の展開方向における関係機関・部署一覧

	項目		施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小		NEWN UPG	
1			で支える環境づくり		
	1-1	相談	支援体制の充実	1	
			高齢者生活支援センターの適切な 運営	福祉部地域福祉課/高齡介護課	64
			包括的相談支援体制の充実	福祉部地域福祉課	64
			相談支援窓口の周知・啓発	福祉部地域福祉課/高齢介護課高齢者生活支援センター	64
	1-2	支える	あいの地域づくり		
			地域づくりのためのネットワーク の充実	福祉部地域福祉課 高齢者生活支援センター 社会福祉協議会	65
			地域で支え合う体制の充実	福祉部地域福祉課/高齢介護課 社会福祉協議会	65
			高齢者セーフティネットの整備	福祉部地域福祉課/高齢介護課 高齢者生活支援センター 社会福祉協議会	66
	1-3	在宅	医療の推進		
			切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	福祉部地域福祉課	68
			多職種・他機関連携体制の充実	福祉部地域福祉課	68
			在宅医療と介護の理解の促進	福祉部地域福祉課	68
	1-4	認知			
			認知症に関する正しい知識の 普及・啓発	福祉部地域福祉課/高齢介護課 高齢者生活支援センター 社会福祉協議会 教育委員会学校教育課	69
			相談・支援体制の充実	福祉部地域福祉課/高齢介護課 高齢者生活支援センター 市民生活部地域経済振興課	69
			地域で支える体制づくり	福祉部地域福祉課/高齡介護課 社会福祉協議会	70
			若年性認知症の人への支援	福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター	70
	1-5	権利	雍護支援の充実		
			権利擁護支援体制の充実	福祉部地域福祉課 権利擁護支援センター	70
			権利擁護の理解や意識を高める取 組の推進	福祉部地域福祉課 権利擁護支援センター	71
			成年後見制度の利用促進	福祉部地域福祉課/高齢介護課 権利擁護支援センター	71
	1-6	在宅	生活を支えるサービスの充実		
			高齢者の在宅生活への支援等を目 的としたサービス・事業等の充実	福祉部高齢介護課	71

	項目		施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	八/			貝
			重度の要介護状態や・認知症の人へ の支援等を目的としたサービス・事 業等の充実	福祉部高齢介護課	72
			高齢者を介護する家族への支援等 を目的としたサービス・事業等の充 実	福祉部高齢介護課	72
2			進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり	0	
	2-1 [がいづくりの推進		
		(1)			
			老人クラブ,あしや YO 倶楽部への 活動支援	福祉部高齢介護課	74
			ボランティア活動等の推進	福祉部地域福祉課 社会福祉協議会	74
			コミュニティ・スクールの 活動支援	社会教育部生涯学習課	75
			市民活動団体の支援とあしや市民 活動センター (リードあしや) の活 動推進	企画部市民参画課	75
		(2)			
		ļ	生涯学習に関する情報提供の充実	社会教育部生涯学習課	75
			芦屋川カレッジ, 芦屋川カレッジ大 学院の充実	社会教育部市民センター (公民館)	75
			公民館講座や講演会などの充実	社会教育部市民センター (公民館)	75
			多様な学習機会の創出	社会教育部生涯学習課	75
		(3)	生きがい活動支援の充実		
			生きがいづくりの支援強化	全庁関係各課 福祉部高齢介護課	76
			活動場所の充実	企画部市民参画課 福祉部高齢介護課	77
			スポーツリーダーやスポーツボラ ンティアの育成及び活動機会の充 実	社会教育部スポーツ推進課	77
			スポーツ・レクリエーション活動の 推進及び施設の充実	社会教育部スポーツ推進課	77
			社会参加の促進と移動手段の確保 のための取組	福祉部地域福祉課/高齢介護課 都市建設部都市計画課	77
	2-2	就労	支援の充実		
			高齢者の多様な就労機会の拡充	市民生活部地域経済振興課	78
			シルバー人材センターの充実	福祉部地域福祉課/高齢介護課 シルバー人材センター	79
	2-3	高齢	者の住まいの確保と住環境の整備		
			公営住宅の充実	都市建設部住宅課	80
			多様な住まいの情報の提供・支援	福祉部高齢介護課 都市建設部住宅課	80
		ļ	住環境整備への支援	福祉部高齢介護課 都市建設部住宅課	80

	項目		#F 875 00 mlm of 0		_	
大	ф	小	施策の方向	関連機関・部署	頁	
	2-4 防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備					
			地域における防犯体制の推進	都市建設部建設総務課	81	
				市民生活部地域経済振興課		
			悪質な犯罪からの被害防止	福祉部地域福祉課/高齢介護課 高齢者生活支援センター	81	
			災害時における支援・感染症予防対	都市建設部防災安全課	81	
			策にかかる体制の整備	福祉部高齢介護課		
3			ទ予防の推進			
	3-1	地域(こおける介護予防の推進		T	
			介護予防活動の普及・啓発	福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター	82	
			介護予防センターの機能強化	福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター	82	
			住民主体の介護予防活動の推進	福祉部高齢介護課	82	
			幅広い機会を活用した介護予防の	福祉部地域福祉課/高齢介護課		
			幅広い機会を占用した「暖す的の 推進	こども・健康部健康課	83	
				社会福祉協議会		
			効果的・効率的な介護予防事業の推 進	福祉部高齢介護課	83	
	3-2	多職	種・他分野との協働による介護予防の推	進進		
			高齢者の保健事業と介護予防等の	こども・健康部健康課		
			一体的な実施事業の推進	福祉部高齢介護課 市民生活部保険課	84	
			多職種・他機関との連携の推進	福祉部高齢介護課	84	
	3-3	滴切7	多晩年・10歳周この産法の推進 な総合事業の取組の推進	他性中间图1710支标	04	
	5 5	MG (7) /	総合事業の推進	福祉部地域福祉課/高齢介護課	85	
			適正な対象者選定の実施	福祉部高齢介護課	85	
			旭正は対象自選定の美地	福祉部高齢介護課	85	
			介護予防ケアマネジメントの充実	高齢者生活支援センター	85	
4	介護サ	ービス	くの充実による安心基盤づくり			
	4-1	介護網	給付及び要介護認定の適正化の推進			
			給付適正化計画の策定	福祉部高齢介護課	86	
			介護保険制度と相談窓口の周知	福祉部高齢介護課	86	
			月 设体映即反C 他	高齢者生活支援センター	80	
			不適正なサービス提供の把握	福祉部高齢介護課	86	
			認定調査体制の充実	福祉部高齢介護課	86	
			介護認定審査会体制の充実	福祉部高齢介護課	86	
	4-2	介護	人材の確保・資質向上及び業務の効率化	とへの支援		
			介護人材の確保へ向けた取組	福祉部高齢介護課	89	
			業務の効率化への支援	福祉部高齢介護課	89	
	4-3	介護	サービス事業者の質の向上と監査体制の	D充実		
			サービス利用者の苦情及び要望等 の対応体制の充実	福祉部地域福祉課/高齢介護課	90	
			実施指導・監査の実施	福祉部監査指導課	90	
			ケアマネジャーへの支援の強化	福祉部高齢介護課高齢者生活支援センター	90	
			新型コロナウイルス等の感染症対 策の徹底	福祉部高齢介護課	90	
			共生型サービス等の推進	福祉部障がい福祉課/高齢介護課	91	
			_ : _ : - : - : - : - : - : - : - : - :		1	

	項目		佐笠の古白	日日7市大阪日日 . 立7555	5
大	中	小	施策の方向	関連機関・部署 	頁
	4-4	低所征	导者への配慮		
			介護保険料の軽減及び減免等の制 度周知	福祉部高齢介護課	91
			介護保険料の軽減及び減免	福祉部高齢介護課	91
			サービス利用料の軽減	福祉部高齢介護課	92
	4-5	介護信	呆険サービスによる居宅サービス, 施設	サービス及び地域密着型サービスの充	
			居宅サービスの充実	福祉部高齢介護課	92
			医療系サービスとの連携	福祉部高齢介護課	93
			施設サービスの安定した供給の推 進	福祉部高齢介護課	93
			地域密着型サービスの安定した運 営に対する支援	福祉部高齢介護課	93
	4-6 利用者への情報提供				
			介護サービス事業者における情報 公開	福祉部高齢介護課	101
		,	介護情報サービス公表制度の周知	福祉部高齢介護課	101
	4-7 特別給付の実施				
			緊急一時保護事業の実施	福祉部高齢介護課	102

2 計画策定関係法令

(1) 老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

- 第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。) を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たつては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第2項の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、 市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と 一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条 第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画(第2項に規定する事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県 知事に提出しなければならない。

(2)介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

- 第 117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に 係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定め るものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情 その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 2 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 3 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 4 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 1 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 2 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 3 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、 地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 4 指定居宅サービスの事業,指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 指定介護予防サービスの事業,指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 6 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項, 医療との連携に関する事項, 高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画 と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第2項第3号に規定する施策の実施状況及び同項第4号に規定する目標の達成 状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものと する。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確 保その他の法律に規定する計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項 を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画(第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る部分に限る。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画策定体制

3-1 計画策定の経過

(1) 芦屋すこやか長寿プラン21 策定委員会の開催

	日時・場所		議事内容
	令和元年12月20日(金)	1	芦屋すこやか長寿プラン21について
第 1	13時30分~15時30分	2	芦屋すこやか長寿プラン21計画策定スケジュール
	市役所分庁舎2階大会議室		について
		3	計画策定のためのアンケート調査等について
笋	令和2年5月25日(月)~	1	アンケート調査報告書(概要版)について
第2回	令和2年6月5日(金)	2	アンケート調査報告書(素案)について
	書面開催	3	関係団体等意向調査について
笙	令和2年8月21日(金)	1	関係団体等意向調査結果について
第3回	13時30分~15時30分	2	芦屋市の高齢者人口等の推移について
۰	市役所分庁舎2階大会議室	З	介護保険制度改正について
	令和2年10月12日(月)	1	第9次芦屋すこやか長寿プラン21の計画素案につ
第 4	13時30分~15時30分		いて
	市役所分庁舎2階大会議室		
	令和2年10月26日(月)	1	第9次芦屋すこやか長寿プラン21の計画素案につ
第 5	13時30分~15時30分		いて
	市役所分庁舎2階大会議室		
	令和3年1月21日(木)	1	第9次芦屋すこやか長寿プラン21の変更箇所につ
	14時00分~16時00分		いて
第6	市役所分庁舎2階大会議室	2	第9.次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る
	(予定)		市民意見募集結果について
		3	第 9 次芦屋すこやか長寿プラン21 (原案)「第 5
			章 介護サービス事業費の見込み」について

(2) 芦屋市社会福祉審議会の開催

	日時・場所	議事内容
第 1	令和2年11月18日(水)	1 第 9 次芦屋すこやか長寿プラン21 (素案) につい
-		
	令和3年2月頃	1 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る
第2回		市民意見募集結果について
		2 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介
		護サービス事業費の見込み」について

(3) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部の開催

	日時・場所	議事内容
第 1 回	令和2年11月9日(月)	1 第 9 次芦屋すこやか長寿プラン21 (素案) について
第2回	令和3年2月1日(月)	1 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る市民意見募集結果について2 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介護サービス事業費の見込み」について

(4) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会の開催

	日時・場所	議事内容
第 1 回	令和2年11月2日(月)	1 第 9 次芦屋すこやか長寿プラン2 1 (素案) につい て
第2回	令和3年1月下旬	1 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る市民意見募集結果について2 第9次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介護サービス事業費の見込み」について

(5) 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会

	日時•場所	議事内容
笠	平成31年1月29日(火)	1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(平成30年度
第 1	13時30分~15時30分	上半期)の評価について
	市役所東館3階大会議室	
笠	令和元年 10月11日(金)	1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(平成30年度
第 2 回	13時30分~15時30分	の評価について
	市役所分庁舎 2 階大会議室	
笠	令和2年8月26日(水)	1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(令和元年度の
第 3 回	13時30分~15時30分	評価 について
	市役所分庁舎 2 階大会議室	

3-2 設置要綱

(1) 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会設置要綱

平成14年2月1日

(設置)

第1条 芦屋市高齢者福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画(以下「両計画」という。)の改定を行うため、芦屋すこやか長寿プラン21 策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 22.4.1 • 一部改正)

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
- (1) 介護保険料の見直しに関すること。
- (2) 両計画の見直しに関すること。
- (3) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 保健, 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険サービス提供事業者
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条に規定する被保険者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者
- (平 16.9.1 一部改正)

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から両計画の策定の日までとする。
- 2 補欠委員の仟期は、前仟者の残仟期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴く ことができる。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が委員会に諮り 定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例〔抜粋〕

平成18年3月24日

条例第5号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属す る執行機関	市長
附属機関の名称	芦屋市社会福祉審議会
担任事務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	25 人以内
	(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)
委員の構成	(1) 知識経験者(2) 市議会議員(3) 市民(4) 社会福祉団体等の代表者(5) 行政関係者(6) 市職員
任期	2年
	(臨時委員は,担任事項についての審議が終了するまでの期間)

(平30条例1・一部改正)

(任期)

- 第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(3) 芦屋市社会福祉審議会規則

平成 18 年 4 月 1 日 規則第 48 号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第4条 会長は芦屋市地域福祉計画の推進および評価等の所掌事務を分掌させるために、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(平30規則8・一部改正)

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(4) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部設置要綱

平成23年4月1日

(設置)

- 第1条 人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋すこやか長寿プラン21推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。
- 第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 高齢者福祉計画の実施及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の実施及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者全体の福祉事業に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。
- 2 幹事会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部高齢介護課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 幹事会委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(平27.4.1 • 一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、介護保険部会のほか必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、福祉部長が指名する。
- 3 専門部会長は、福祉部高齢介護課長をもって充てる。
- 4 専門部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 専門部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(平27.4.1 • 一部改正)

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平 26.4.1 • 一部改正)

(本部員)

教育長

技監

企画部長

総務部長

総務部参事(財務担当部長)

別表第2(第5条関係)

(令2.4.1 • 一部改正)

(幹事会委員)

企画部政策推進課長

企画部市民参画課長

総務部財政課長

市民生活部人権 • 男女共生課長

市民生活部地域経済振興課長

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)

上下水道部長

市立芦屋病院事務局長

消防長

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

市民生活部保険課長

福祉部監査指導課長

福祉部地域福祉課長

福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)

福祉部主幹(地域共生推進担当課長)

福祉部福祉センター長

福祉部生活援護課長

福祉部障がい福祉課長

こども・健康部健康課長

都市建設部道路 • 公園課長

都市建設部防災安全課長

都市建設部都市計画課長

都市建設部住宅課長

市立芦屋病院事務局総務課長

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部牛涯学習課長

教育委員会社会教育部スポーツ推進課長

(5) 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会設置要綱

平成 12 年 10 月 1 日

(設置)

第1条 芦屋市高齢者福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画(以下「両計画」という。)の評価等を行うため、芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 22.4.1 • 一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 両計画の全体的な進捗状況の評価に関すること。
- (2) 提供サービスの状況、事業者間の連携状況等の評価に関すること。
- (3) 行政機関における調整,連携等の点検及び評価に関すること。
- (4) サービスの質的及び量的な観点から地域の保健, 医療, 福祉の関係委員会等の意見を反映した評価に関すること。
- (5) 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価に関すること。
- (6) 両計画の見直しに関すること。
- (7) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 保健, 医療及び福祉関係者
- (3) 福祉及び教育団体関係者
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条に規定する被保険者
- (5) 行政関係者

(平 15.10.1 • 一部改正)

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴く ことができる。

(専門部会)

- 第8条 委員会は、特定の課題について専門的に調査等の必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の構成員は、委員長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その 職務を代理する。
- 6 専門部会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。
- 7 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。 (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。
- 2 専門部会の庶務は、委員長が指名した課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 12年 10月 1日から施行する。
- 2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。
- 3 最初の任期は、第4条の規定にかかわらず平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3-3 委員名簿

(1) 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会

令和2年11月18日現在

区分	氏 名	出身団体等の名称及び役職
学識経験者	◎ 澤田 有希子	関西学院大学人間福祉学部准教授
保健•医療関係者	〇 宮﨑 睦雄	芦屋市医師会
福祉関係者	岩本 仁紀子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	加納 多惠子	芦屋市社会福祉協議会会長
介護サービス提供事業者	松本 明宏	芦屋市介護老人福祉施設事業者連絡会
	和田周郎	芦屋市介護サービス事業者連絡会会長
	鈴木 珠子	芦屋市高齢者生活支援センター
介護保険法9条に規定	柴沼 元	芦屋市老人クラブ連合会副会長
する被保険者	原秀敏	芦屋市国民健康保険運営協議会会長
	三谷 康子	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会世話人
市民	廣田 輝代	市民委員
	中野富枝	市民委員
行政関係者	安達 昌宏	芦屋市福祉部長
アドバイザー	仲西 博子	兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

(2) 芦屋市社会福祉審議会

令和2年11月18日現在

区分	氏 名	出身団体等の名称及び役職
知識経験者	◎ 佐々木 勝一	神戸女子大学教授
	〇 平野 隆之	日本福祉大学大学院特任教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学准教授
	河盛 重造	芦屋市医師会副会長
	佐瀬 美惠子	桃山学院大学非常勤講師
市議会議員	中島健一	芦屋市議会議長
	青山 暁	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
市民	田中隆子	市民
社会福祉団体等の	加納 多惠子	芦屋市社会福祉協議会会長
代表者	東郷・明子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	大嶋 三郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
	針山 大輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	杉田(倶子	芦屋市身体障害者福祉協会副会長
	辻原 永子	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会
	納谷 周吾	芦屋市自治会連合会
	脇 朋美	芦屋市権利擁護支援センター長
	桑田 敬司	芦屋市商工会副会長
	橋野 浩美	特定非営利活動法人 あしや NPO センター事務局長
	佐藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム 推進協議会副会長
行政関係者	谷口 稔彦	兵庫県西宮こども家庭センター所長
市職員	佐藤 徳治	芦屋市副市長
	安達 昌宏	芦屋市福祉部長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

(3) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部

	氏	名	所属
0	伊藤	舞	市長
0	佐藤	徳治	副市長
	福岡	憲助	教育長
	長田	二郎	技監
	田中	徹	企画部長
	川原	智夏	総務部長
	今道	雄介	総務部参事(財務担当部長)
	森田	昭弘	市民生活部長
	安達	昌宏	福祉部長
	岸田	太	こども・健康部長
	辻 🏻	E彦	都市建設部長 都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)
	古田	晴人	上下水道部長
	阪元	靖司	市立芦屋病院事務局長
	小島	亮一	消防長
	本間	慶一	教育委員会管理部長
	井岡	祥一	教育委員会学校教育部長
	中西	勉	教育委員会社会教育部長

[◎]本部長 ○副部長

(4) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会

B	名	所属
◎ 安達	昌宏	福祉部長
〇 篠原	隆志	福祉部高齢介護課長
大上	勉	企画部政策推進課長
JIIO	弥良	企画部市民参画課長
岡﨑	哲也	総務部財政課長
田中	尚美	市民生活部人権・男女共生課長
森本	真司	市民生活部地域経済振興課長
北條	安希	市民生活部保険課長
岡田	きよみ	福祉部監査指導課長
االلا	尚佳	福祉部地域福祉課長
中山	裕雅	福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)
吉川	里香	福祉部主幹(地域共生推進担当課長)
永瀬	俊哉	福祉部福祉センター長
越智	恭宏	福祉部生活援護課長
柏原	由紀	福祉部障がい福祉課長
細井	洋海	こども・健康部健康課長
岡本	和也	都市建設部道路•公園課長
石濱	晃生	都市建設部防災安全課長
白井	宏和	都市建設部都市計画課長
平見	康則	都市建設部住宅課長
上田	剛	市立芦屋病院事務局総務課長
االك	範	教育委員会管理部管理課長
木下	新吾	教育委員会学校教育部学校教育課長
長岡	良徳	教育委員会社会教育部生涯学習課長
木野	隆	教育委員会社会教育部スポーツ推進課長

◎委員長 ○副委員長

(5) 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会

令和2年8月26日現在

区分	氏 名	出身団体等の名称及び役職
学識経験者	◎ 澤田 有希子	関西学院大学人間福祉学部准教授
保健, 医療及び福祉関係者	〇 安住 吉弘	芦屋市医師会副会長
	上住 和也	芦屋市歯科医師会会長
	仁科 睦美	芦屋市薬剤師会会長
	岩本 仁紀子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	加納 多惠子	芦屋市社会福祉協議会会長
	脇 朋美	芦屋市権利擁護支援センターセンター長
	和田周郎	高齢者総合福祉施設愛しや施設長
福祉及び教育団体関係者	北田 惠三	芦屋市シルバー人材センター常務理事兼事務局長
	柴沼 元	芦屋市老人クラブ連合会副会長
	能瀬 仁美	芦屋市障がい団体連合会 会長
	渡辺 史恵	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会役員
	瀬尾 多嘉子	特定非営利法人 NALC 芦屋顧問
介護保険法9条に規定	原 秀敏	芦屋市国民健康保険運営協議会会長
する被保険者	旭 茂雄	芦屋地方労働組合協議会事務局長
	河野 信子	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会世話人
	三宅 勝	芦屋市自治会連合会会員
行政関係者	仲西 博子	兵庫県芦屋健康福祉事務所長
	安達 昌宏	芦屋市福祉部長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

(6)事務局

所 属	役 職	名	氏 名
福祉部	高齢介護課	課長	篠原 隆志
		係長	田尾 直裕
		係長	坂手 克好
		係長	大西 貴和
		係員	篠崎 紘志
		係員	子守 紫野
		係員	西田、祥平
		係員	西村 勇一郎
		係員	岡田 真実
		係員	廣瀬 有加
		係員	奥宮連
	監査指導課	課長	岡田 きよみ
	地域福祉課	課長	山川 尚佳
		主幹	吉川里香
		係長	亀岡 菜奈
	障がい福祉課	課長	柏原 由紀

4 関連委員会等

(1) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会

設置目的	高齢者,障がい者の虐待その他の権利侵害の防止策,高齢者,障がい者の権
	利を守るための支援策及び芦屋市権利擁護支援センターの機能を含めた地域
	における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うため
所掌事務	権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること
	権利擁護支援システムの改善に関すること
	芦屋市権利擁護支援センターの役割及び機能に関すること
	権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること
	権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関すること
組織構成	学識経験者,司法関係者,保健福祉及び医療関係者,地域包括支援センター運営
	協議会関係者,芦屋市自立支援協議会関係者,芦屋市権利擁護支援センター
	関係者,福祉団体関係者,市民,行政関係者,その他市長が必要と認めた者

(2) 芦屋市地域包括支援センター運営協議会

設置目的	芦屋市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他セン
	ターの円滑かつ適正な運営を図るため
所掌事務	センターの設置等に関すること
	センターの運営及び評価に関すること
	地域包括ケアに関すること
	その他設置目的達成のために必要な事項に関すること
組織構成	学識経験者,保健又は医療関係者,介護保険法(平成9年法律第123号)第9
	条に規定する被保険者,介護サービス及び介護予防サービス提供事業者,福
	祉団体関係者,行政関係者

(3) 芦屋市地域密着型サービス運営委員会

設置目的	介護保険法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス
	の適正な運営を確保するに当たり、関係者の意見を反映させ、学識経験者を
	有する者の知見の活用を図るため
所掌事務	地域密着型サービスを提供する事業者の指定
	地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定
	地域密着型サービスの質の確保,運営評価その他市長が地域密着型サービス
	の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項
組織構成	学識経験者,保健又は医療関係者,法第9条に規定する被保険者,介護サー
	ビス及び介護予防サービス提供事業者,福祉団体関係者,行政関係者